

千葉県における中小企業者のための官公需確保対策等について

1 千葉県の官公需契約実績

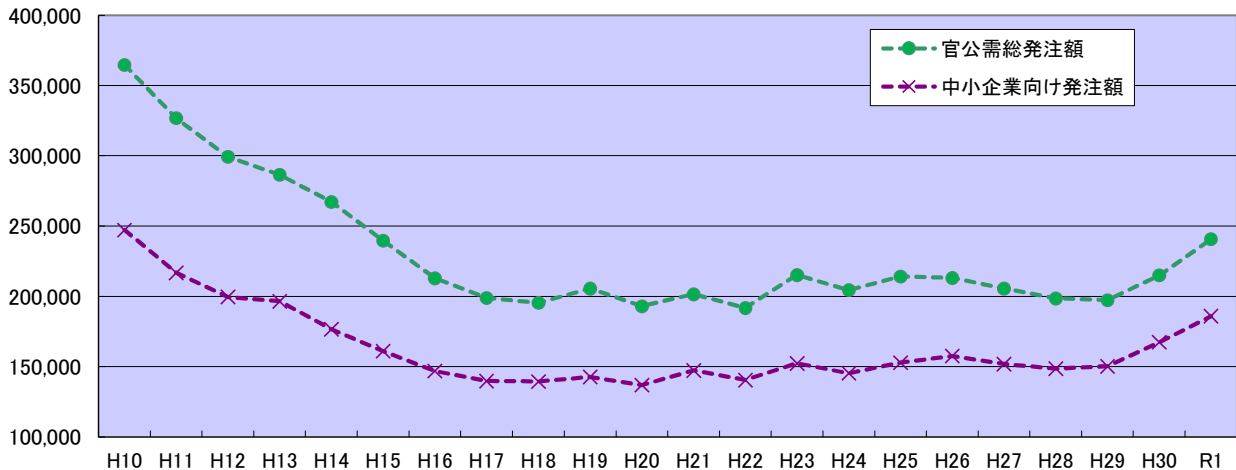
(単位:件、百万円)

| 区 分 | | 10 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 | R1 年度 |
|--------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 件 数 | 官公需総数 | 205,260 | 183,801 | 188,729 | 186,342 | 186,769 | 184,212 | 185,413 | 186,031 |
| | 中小企業向け発注数 | 181,812 | 163,009 | 165,557 | 163,009 | 162,535 | 161,555 | 162,771 | 163,516 |
| | 中小企業向け比率(%) | 88.6 | 88.7 | 87.7 | 87.5 | 87.0 | 87.7 | 87.8 | 87.9 |
| 金 額 | 官公需総額 | 215,196 | 214,167 | 213,142 | 205,585 | 198,609 | 197,337 | 214,966 | 240,613 |
| | 中小企業向け発注額 | 152,354 | 152,943 | 157,531 | 151,846 | 148,638 | 150,275 | 167,318 | 185,884 |
| | 中小企業向け比率(%) | 70.8 | 71.4 | 73.9 | 73.9 | 74.8 | 76.2 | 77.8 | 77.1 |

* 官公需実績は、県(一般会計・特別会計)、公営企業(水道局、企業土地管理局、病院局)、公社(住宅供給公社、道路公社等)の工事、役務及び物品で、中小企業に発注が可能な契約を対象としている。

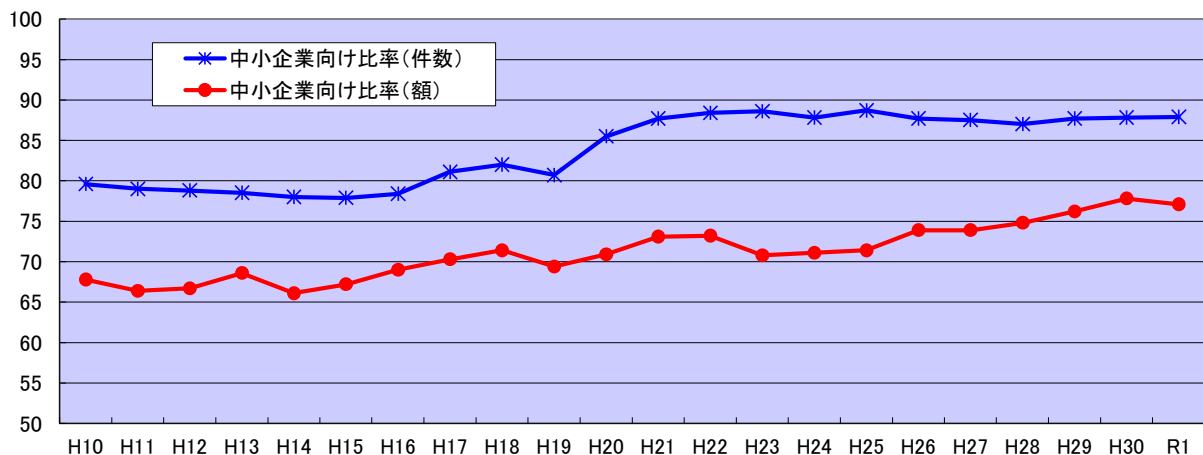
官公需総額、中小企業発注額の推移

(百万円)



(%)

中小企業発注比率の推移



2 千葉県中小企業の振興に関する条例・ちば中小企業元気戦略

(1) 千葉県中小企業の振興に関する条例（平成19年3月16日条例第5号）

千葉県では、中小企業の経営基盤の強化を図るため、「千葉県中小企業の振興に関する条例」（公布日施行。平成29年12月28日一部改正）を制定し、「中小企業者の受注機会の確保に努めるものとする」ことを明記しています。

(受注機会の確保)

第19条 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の確保に努めるものとする。

【趣 旨】

官公需対策については、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第8条を受け、千葉県では「中小企業者に対する県の官公需契約の方針」を作成し、実施していますが、中小企業振興の条例の制定にあたり、このことを特に明記しています。

中小企業の受注機会の確保を図るもので、受注量の増加を保証するものではありません。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）

(地方公共団体の施策)

第8条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

(2) ちば中小企業元気戦略

県内中小企業の現状と課題等について幅広く意見交換を行うために、県内各地域において、中小企業・小規模企業等と「地域勉強会」、市町村・商工団体と「円卓会議（ラウンドテーブル）」を開催しています。また、その結果を踏まえ、中小企業者や経験者等を委員とする「中小企業振興に向けた研究会」では、中小企業の課題や方策等を幅広く検討しています。

平成18年12月に、中小企業振興の県の基本方針「ちば中小企業元気戦略」を策定し、戦略に基づき各種施策を講じています。その後の経済情勢の変化や、国の新たな中小企業施策、県総合計画等を踏まえ、平成30年2月には「第4次ちば中小企業元気戦略」を策定し、「官公需施策の推進」を重要な施策の一つに位置付けて取り組んでいます。

3 中小企業者に対する県の官公需契約の方針

県では、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」及び「千葉県中小企業の振興に関する条例」に基づき、中小企業者の受注機会の増大を積極的に推進するものとして「中小企業者に対する県の官公需契約の方針」を定め、特に県内中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるものとしています。

【主な項目】（抜粋）

1 中小企業者の受注機会の増大のための措置

(1) 地域の中小企業者の活用等

ア 物品等の一般競争入札等において、「地域要件」の設定

イ 一般競争入札における総合評価方式の評価項目として「地域精通度等」の設定

ウ 「県産品」や「地域産業資源を活用した物品」等発注への配慮

(2) 分離・分割発注の推進

(4) 適正価格による発注

イ 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度（工事）

ウ 総合評価方式の導入・拡充（工事等）

（その際、評価項目として地域要件、地域への精通度等の設定に努める）

(7) 官公需適格組合等の活用（制度の周知、事業協同組合等の受注機会の増大）

(8) 競争契約における受注機会の増大

(11) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大

ア 技術力の正当な評価

イ 「千葉ものづくり認定製品」の利用

(12) 調達手続の簡素・合理化（電子入札制度の導入等）

(13) 中小企業者の自主的努力の助長

ア 電子的手段による官公需に関する情報の提供

イ 官公需に係る相談窓口の設置と情報の提供

ウ 中小企業者の研究成果に関する情報の周知等

エ 売掛債権の譲渡禁止特約の不適用

2 官公需に係る施策の推進

(1) 各部局の契約担当職員等に対する施策を周知徹底

(2) 市町村、関係団体等に対する施策の周知徹底

(3) 公社等外郭団体に対する要請

4 入札制度等の主な改正状況

建設工事・建設工事等に係る業務委託

(1) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し(平成31年4月)

本県では、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を導入しておりますが、建設工事や建設工事等に係る業務委託における低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の見直しを行い、ダンピング競争の防止や公共工事等の品質確保を図っています。

(2) 社会保険等未加入業者の下請け契約からの排除(二次以下への拡大)

(平成30年6月以降に入札公告又は指名通知する工事から適用)

県発注工事では、元請負業者及び一次下請業者を、社会保険等加入業者に限定していましたが、この制限を二次以下の下請業者も含めた全ての元請負業者に拡大することとしました。

(3) 入札結果への法定福利費の明記

(平成30年4月以降に入札公告又は指名通知する工事から適用)

元請業者と下請業者における請負契約の一層の適正化に資するよう、県発注工事の入札結果の公表の際、予定価格に含まれている社会保険料等の法定福利費相当額を併せて表示することとしました。

(4) フレックス工期契約制度の適用拡大(平成29年1月)

本県では、「建築工事・建築設備工事」の発注に限定して「フレックス工期契約」を導入していましたが、県が発注する全ての建設工事に対象工事を拡大しました。これにより、本制度を適用する工事では、施工中の工事の完成時期や技術者を有効に活用するための配置などを勘案しながら、入札に参加することが可能となりました。

5 官公需に関連する取組事例

(1) 官公需相談窓口の設置

中小企業の官公需受注機会の増大を図るため、「官公需契約の仕組み」、「官公需受注のための資格」、「入札の手続き」などの相談に応じて助言等を行う目的で、千葉県庁関係課、官公需関係出先機関など48箇所に官公需の総合相談窓口を設けています。

(2) 国や県の官公需施策の周知

ア 各種会議での説明

市町村の契約担当者等を対象にした各種会議において、官公需に関する県制度や取組を紹介し、地域活性化の観点から県の取組を参考に中小企業者への官公需契約の受注機会の確保に努めるよう依頼しています。

イ 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」等官公需施策の通知

毎年閣議決定される「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」をはじめ、その他の官公需に関する施策について、県の関係部署（59部署）、外郭団体（17団体）、市町村（54市町村）、一部事務組合（44機関）に通知し、周知に努めています。

(3) ものづくり関連事業

ア 千葉ものづくり認定製品

千葉県内の中小企業が有する優れた製品や独創的な製品を「千葉ものづくり認定製品」として認定し、国内外へ広く情報を発信します。

《これまでの実績》

- ・千葉ものづくり認定製品 ⇒ 平成18年度：21製品、平成19年度：14製品
平成20年度：11製品、平成21年度：11製品
平成22年度：12製品、平成23年度：16製品
平成24年度：15製品、平成25年度：12製品
平成26年度：12製品、平成27年度：8製品
平成28年度：6製品、平成29年度：6製品
平成30年度：15製品、令和元年度：6製品
(平成18年創設。延べ165製品を認定。)
- ・トライアル発注事業 ⇒ 平成19～21年度に購入した3製品について、
製品の使用評価・効果まとめ公表している。
(製品の購入は、19～21年度で終了。延べ14製品)

イ 千葉県ものづくりネットワーク

県内ものづくり産業のブランドイメージの向上、技術連携、販路開拓等を目的に、ホームページを活用して、「県内企業のセールスポイント」や「県内企業が持つ技術の強み」など、ものづくり産業を支える優れた技術力を情報発信します。

中小企業者に対する県の官公需契約の方針

平成 21 年 12 月 16 日改定

県内の企業の大多数を占める中小企業は、多くの雇用の場を提供するとともに、その多様な事業活動を通じて、本県経済を支える存在として、また、地域社会の担い手として県民生活の向上に大きく貢献している。

そこで県は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」及び「千葉県中小企業の振興に関する条例」に基づき、中小企業者の受注機会の増大を積極的に推進するものとし、中小企業者に関する県（公営企業を含む。以下同じ。）の官公需契約の方針を次のとおり定める。

県は、県の契約の締結に当たっては、予算の適正かつ効率的な執行に留意し、政府調達協定等との整合性を確保しつつ、厳しい経済情勢の中で経済収縮の悪影響を受けやすい中小企業者の受注機会を確保することは極めて重要であることを踏まえ、「中小企業基本法」第 3 条及び「千葉県中小企業の振興に関する条例」第 3 条に掲げる基本理念にのっとり、中小企業の経営基盤の強化を図るため、この方針に基づき、中小企業者、特に県内中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるものとする。その運用に際しては、県の調達する物品等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

1 中小企業者の受注機会の増大のための措置

(1) 地域の中小企業者の活用等

ア 県は、物品等の発注に当たり一般競争入札等を行う場合には、競争性の確保を図りつつ、当該契約の内容等に応じ、入札参加者に係る地域要件を設定するなどして、県内中小企業者等の受注機会の増大に配慮するよう努めるものとする。

また、出先機関においても、同様に、地元中小企業者等の受注機会の増大に配慮するよう努めるものとする。

イ 県は、一般競争入札において総合評価方式を行う場合は、地域精通度等地域の中小企業者の適切な評価等に努めるとともに、その他の契約においても同様の観点から県内中小企業者等の適切な評価等と積極的な活用に努めるものとする。

ウ 県は、県産品や地域産業資源を活用した物品等の発注に配慮することにより、県内中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとする。

(2) 分離・分割発注の推進

県は、物品等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等から見て、分離・分割して発注することが適切であるかどうかを十分検討し、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されていることから、こうした要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(3) 早期施行に向けた取組及び適正な納期・工期の設定

県は、物品等の発注に当たっては、経済・雇用情勢に対応し、可能な限り早期施行に努めるものとする。その際、中小企業者が十分対応できるよう適正な納期、工期の設定に配慮するものとする。

(4) 適正価格による発注

ア 県は、中小企業者に対する物品等の発注に当たっては、需給の状況、原材料価格の動向等を勘案し、適正な価格での発注に配慮するものとする。

イ 県は、工事の発注に当たっては、適正価格による契約の推進のため、改正された低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の周知徹底と適切な運用を図るものとする。

ウ 県は、工事等の発注に当たっては、適切な評価手法による総合評価方式の導入・拡充に努めるものとする。また、地域の建設者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

(5) 随意契約制度の活用

県は、少額の契約案件に当たって、法令、規則等の規定に基づく随意契約制度の活用により、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(6) 情報提供の促進

県は、中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、入札の予定及び結果に関する情報、官公需契約の実績に関する情報等の公表に努めるものとする。

(7) 官公需適格組合等の活用

県は、官公需適格組合制度の一層の周知徹底に努めるとともに、同組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大に努めるものとする。

(8) 競争契約における受注機会の増大

県は、一般競争入札及び指名競争入札を行うに際しては、極力同一等級格付け区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。

なお、物品の一括調達による発注を行う場合には、入札参加者の資格の設定に際し、中小企業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。

(9) 中小企業者への説明の徹底

県は、物品等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に努めるものとする。

(10) 銘柄指定の廃止

県は、物品等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接銘柄指定等を行わないものとする。

(11) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大

ア 県は、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業者（新規開業中小企業者を含む。）の受注機会の増大に努めるものとする。

イ 県は、県内中小企業者が製造する優れた製品や独創的な製品を認定し、県内外に広く情報発信する「千葉ものづくり認定製品」について、そのトライアル発注制度の活用などにより、当該認定製品の利用に努めるものとする。

(12) 調達手続の簡素・合理化

ア 県は、競争入札参加資格審査申請手続及び入札・開札手続について、中小企業者の導入状況に留意しつつ、電子的手段の周知徹底と適切な運用を図るものとする。

イ 県は、競争入札参加資格者の審査について、市町村との審査事項の統一化を進めるなど、申請手続の簡素化等に努めるものとする。

(13) 中小企業者の自主的努力の助長

ア 県は、中小企業者の自主的努力を助長するため、官公需に関する情報を、実情に即して電子的手段により提供するよう努めるものとする。

また、競争入札参加資格申請の情報を公報等によるほか業界団体等を通じて広く中小企業者に提供するよう努めるものとする。

イ 県は、官公需に係る相談窓口を設置し、官公需の受注に意欲的な中小企業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業者の相談に応じ、入札に関

する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。

ウ 県は、中小企業者の創業を支援するため、国、県等の支援策を利用する等研究開発に意欲的な中小企業者の研究成果に関する情報の周知を図る等により、中小企業者の自主的努力の助長に努めるものとする。

エ 県は、中小企業者が売掛債権を担保とした資金調達を通じて新たな受注機会の確保を図ることができるよう、あらかじめ、信用保証協会の流動資産担保融資保証制度を利用するために売掛債権を担保として提供しようとする場合には、売掛債権の譲渡禁止特約を適用しないこととする措置を講じておくこと等を通じ、流動資産担保融資保証制度、下請セーフティネット債務保証事業等の利用の促進に努めるものとする。

2 官公需に係る施策の推進

- (1) 県は、各部局の契約担当職員等に対し、中小企業者の受注機会の増大のための施策を周知徹底し、その推進を図るものとする。
- (2) 県は、市町村、関係団体等に対し、中小企業者の受注機会の増大のための施策の周知徹底に努めるものとする。
- (3) 県は、公社等外郭団体（公社等運営協議会を構成する団体）に対し、この方針の趣旨にのっとり、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する。

平成21年12月改定の主な内容

1 前文

「1 中小企業者の受注機会の増大のための措置」の3つの項目で規定していた“政府調達協定等との整合性の確保”について、契約の締結においては、大前提であることから、3つの項目から削除して前文において規定した。

2 地域の中小企業者の活用等

一般競争入札において総合評価方式を行う場合は、地域精通度等の適切な評価に努めることを規定した。

3 適正価格による発注

(1) 建設業の競争が激化するなか、過度な低価格入札の問題が懸念されており、発注者側にとって品質の確保の観点、中小企業者等受注者の受注の確保の観点等から好ましい状況でないことから、工事の発注における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な運用等について規定した。

(2) 工事等の発注に当たっては、価格と品質が総合的に優れた調達を実現するため、適切な評価手法による総合評価方式の導入・拡充に努めるものとするとともに、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等適切な評価手法による総合評価の導入・拡充に努めることを規定した。

4 競争契約における受注機会の増大

物品の一括調達による発注を行う場合には、予定価格に対応する等級の入札参加資格者に加え、それより下位の者も入札に参加が可能となるよう弾力的な運用を行い、中小企業者の受注機会の確保に配慮することを規定した。

千葉県における入札・契約制度の改善状況（平成 16 年度以降）

令和 2 年 10 月 1 日作成

平成 16 年度

- 電子入札の試行
- 指名停止措置の強化（談合関係）

平成 17 年度

- 電子入札の一部導入
- 低入札価格調査制度の対象拡大（1 億円以上）
- ほ装施工管理技術者の配置（試行）
- 総合評価落札方式の試行

平成 18 年度

- 電子入札の対象拡大
- 一般競争入札の拡大（2 億円以上）
- 指名業者選定基準の改正（地域貢献の設定）
- 低入札価格調査制度の対象拡大（2 5 0 0 万円以上）
- 設計・施工一括発注方式、入札時 V E 方式の導入
- 不落随契の適用の厳正化
- 低入札価格調査制度の改正
（失格基準の導入・特別重点調査の試行・2 5 0 0 万円以上）

平成 19 年度

- 指名業者名の事後公表
- 一般競争入札等における選任配置予定技術者の複数化
- 談合情報対応マニュアルの見直し
- 暴力団介入に対する通報義務の制度化

平成 19 年度（平成 19 年 10 月）

- 一般競争入札の拡大（5 千万円以上）
- 総合評価落札方式の拡充
- 指名停止措置要領の改正
- 談合特約の改正
- 指名業者選定基準の改正

平成 20 年度（平成 20 年 10 月）

- 総合評価方式の評価内容の見直し（簡易型の加算点等）
- 低入札価格調査制度の見直し
- 予定価格の事後公表（試行）
- 談合情報対応マニュアルの見直し

平成 21 年度（平成 21 年 4 月～）

- 建設工事等委託業務における簡易公募型指名競争入札の試行
- 建設工事等委託業務における低入札価格調査の試行
- 委託業務等に係る指名業者名の事後公表
- 指名停止措置要領の見直し

平成 21 年度（平成 21 年 5 月～）

- ◇ 公共工事等の早期施行に向けた取組

平成 21 年度（平成 21 年 8 月～）

- 低入札価格調査制度の見直し（調査基準価格の算定方法等）
- 最低制限価格制度の見直し（価格算定方法）

平成 22 年度（平成 22 年 4 月～）

- 建設工事等委託業務における最低制限価格の試行
- 建設工事等委託業務における低入札価格調査の試行（拡大）
- 建設工事等委託業務における簡易公募型指名競争入札の試行（拡大）
- 建設工事等における見積公募方式の実施
- 総合評価方式の評価項目の見直し（企業の地域貢献度・施行能力等）

平成 23 年度（平成 23 年 4 月～）

- 建設工事請負契約約款等の改正
- ほ装工事における年間平均完成工事高の制限緩和の試行
- 低入札価格調査報告書の提出期限等の見直し
- 総合評価方式の評価項目の見直し（企業の施工能力・技術者の能力）
- ◇ 災害復旧事業の早期復旧に向けた手続の簡素化（時限）

平成 23 年度（平成 23 年 8 月～）

- 建設工事等委託業務の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し（調査基準価格及び最低制限価格の算定方法）
- 建設工事等の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し（調査基準価格及び最低制限価格の算定方法）

平成 24 年度（平成 24 年 4 月～）

- 総合評価方式の評価内容の見直し

平成 25 年度（平成 25 年 4 月～）

- 一般競争入札の期間短縮の事務手続（県土整備部で試行）
- 現場代理人の常駐義務緩和の拡大
- 公共工事に要する経費の前金払等取扱要領の改正（前金払を一律 4 割）

平成 25 年度（平成 25 年 7 月～）

- 建設工事等の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し（調査基準価格及び最低制限価格の算定方法）
- 一般競争入札の期間短縮の事務手続（県土整備部の試行から全県での試行に拡大）

平成 26 年度 (平成 26 年 11 月)

- 一般競争入札における 1 者入札有効範囲の拡大
- 多様な入札方式の選択
- 現場代理人の常駐義務緩和の拡大
- フレックス工期契約制度の導入

平成 27 年度 (平成 27 年 4 月～)

- 県発注工事における社会保険未加入業者の入札参加の排除
(当面は元請を対象)
- 建設工事の全ての入札における工事費内訳書の提出義務化
(5 千万円以上→全ての入札)
- 予定価格の事後公表の拡大 (1 億円以上→5 千万円以上)
- 県内中小企業の受注機会確保の強化
- 低入札調査基準価格 (又は最低制限価格) の算定方式の変更
(1) 電気通信工事に係る「機器単体費」の取扱いを変更
(2) 端数処理の変更
- 入札手続に関する期間の短縮 (県の全機関で本格施行)
- 談合情報対応マニュアルの見直し

平成 28 年度 (平成 28 年 4 月～)

- 総合評価方式における簡易型適用金額の引上げ
(1 億円以上→1 億 5 千万円以上)
- 総合評価方式評価項目の見直し
(過去の事故及び不誠実な行為の評価方法)

平成 28 年度 (平成 28 年 6 月～)

- 建設工事等の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し
(調査基準価格及び最低制限価格の算定方法)
- 建設工事等委託業務の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度
の見直し (調査基準価格及び最低制限価格の算定方法)
- 現場代理人の常駐義務緩和の拡大

平成 28 年度 (平成 29 年 1 月～)

- 社会保険未加入業者の一次下請契約からの排除
(対象となる一次下請業者は、建設業許可を有する業者)
- フレックス工期契約制度を全工事に適用できるよう拡大

平成 29 年度 (平成 29 年 4 月～)

- 建設工事等の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し
(調査基準価格及び最低制限価格の算定方法)
- 建設工事等委託業務の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度
の見直し (調査基準価格及び最低制限価格の算定方法)

平成 30 年度

- 社会保険等未加入業者の下請契約からの排除 (二次以下への拡大)
- 入札結果への法定福利費の明記
- 談合その他の不正行為の排除の徹底
- 一般競争入札 (総合評価方式) における同時提出型の試行
- 入札関係書類の更なる電子化～電子入札システムの活用推進～

平成 31 年度 / 令和元年度

- 低入札価格調査及び最低制限価格基準の改定
- ◇ 災害復旧事業の早期実施に向けた指名競争入札の活用
(令和元年台風第 15 号、令和元年台風第 19 号、令和元年 10 月
19 日の大雨又は令和元年 10 月 25 日の大雨による災害の復旧
事業が対象)

令和 2 年度 (令和 2 年 1 0 月～)

- 競争入札における 1 者入札の有効範囲の拡大
- 入札不調時の見積りの活用
- 入札結果等の公表の見直し
- 災害復旧に関する工事における指名競争入札の金額区分の拡大
- 指名停止期間の上限延長及び指名停止に係る承継規定の新設
- 総合評価方式の見直し